

茅野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定案)に関するパブリックコメントの結果について

茅野市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(改定案)に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

いただいたご意見の概要と市の考え方を次のとおりまとめましたので、公表します。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成27年4月20日(月)～5月20日(水)

(2) 意見の応募者数・件数 応募者数 2人(個人1人・法人1人) 件数 2件

(3) 提出方法の内訳 (人)

提出方法	郵送	ファクシミリ	電子メール	持参	計
人(団体)数	0	0	1	1	2

2 意見の概要と市の考え方

番号	基本計画(改定案)の該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	P82表7-5-1分別区分統一案	プラスチック類の回収がさらに進めば、可燃ごみの量が減少すると考える。	茅野市では、プラスチック類の分別について、容器包装リサイクル法に該当する品目を対象としていますが、今後は、その他プラスチック(硬質プラスチック類)の分別も検討する必要があると考えています。

番号	基本計画(改定案)の該当箇所	意見の概要	市の考え方
2	その他	ごみの分別を義務付けしてもらいたい。	<p>ごみの分別については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、以下のように、国民の責務とされています。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、<u>廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</u></p>